

### 第2回県央地域定住自立圏一斉 ノーマイカーウィークを開催します

県央地域の9市町村では、12月20日(金)～12月26日(木)にかけてノーマイカーウィークを実施します。

期間中は、通勤・通学・お出かけの際に、マイカーの利用を控え、公共交通や自転車の利用を推奨しております。

大洗町には循環バスや大洗鹿島線などの公共交通が運行しておりますので、この機会にぜひご利用ください!

問合せ まちづくり推進課 地域振興係 (内線 213)

### 泌尿器科の医療市民講座開催

日時 12月22日(日) 13:30～15:00  
 場所 医療専門学校 水戸メディカルカレッジ(水戸市東原3-2-5)  
 テーマ わかりやすい前立腺のお話  
 ～前立腺肥大を中心に～  
 講師 北水会記念病院 泌尿器科 日本泌尿器科学会  
 専門医 大塚 勝太 医師  
 対象 泌尿器にお悩みの方  
 定員 100名(要申込)  
 費用 無料  
 送迎 無料自宅送迎サービス(要申込)、無料シャトルバス(水戸駅・赤塚駅発)あり  
 申込方法 電話 ※受付時間:月曜～土曜 13:30～18:00  
 申込期限 12月21日(土)  
 申込み/問合せ 北水会記念病院 ☎ 303-3003

### 「看護の仕事」相談会

内容 看護職の就業相談・看護学校等への進学相談  
 開催日時 12月19日(木) 9:30～12:00  
 会場 ハローワーク水戸(水戸市水府町1573-1)  
 対象者 看護職の求職者、看護職への進学を希望する者  
 ※相談無料・事前予約不要・履歴書不要  
 問合せ 茨城県ナースセンター(茨城県看護師等無料職業紹介所)  
 ☎ 221-7021【電話相談専用ダイヤル】

### 令和元年台風第19号被災者の方 のための無料法律相談

実施期間 令和2年10月9日(金)まで  
 相談内容 生活の再建に必要な民事に関する法律問題全般。刑事事件は対象外。同一問題での利用は3回まで。

利用できる方  
 台風第19号の被害により災害救助法が適用された市町村に、令和元年10月10日(木)(災害発生日)時点で自宅や営業所などがあった方(法人を除く)であれば、資力の有無は問いません。

申込方法  
 法テラス茨城にお問合せいただくと、法テラスの事務所または、弁護士・司法書士の事務所等で行う無料法律相談をご案内いたします。  
 問合せ 法テラス茨城 ☎ 050-3383-5390  
 被災者専用フリーダイヤル(平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00 日曜・祝日・年末年始休業)  
 ☎ 0120-078309(おなやみレスキュー)

### 「ボイラー定期自主検査指針に関する技能講習」 開催のご案内

期日 令和2年1月25日(土) 9:00～16:00  
 会場 茨城県 JA 会館 分館 3階(水戸市梅香1-5-5)  
 講習科目 ボイラーの定期自主検査基準について  
 申込期間 12月16日(月)～12月20日(金) 9:30～16:30  
 受講料 (会員)9,900円 (一般)11,000円 ※テキスト代別  
 問合せ (一社)日本ボイラ協会茨城支部 ☎ 225-6185

### 茨城県立IT短大「特別推薦入試」のご案内

受付期間 12月18日(水)～令和2年1月17日(金)  
 選考日 令和2年1月25日(土)  
 場所 茨城県立産業技術短期大学校(水戸市下大野町6342)  
 試験科目 適性検査・面接  
 対象者 ・高等学校既卒者で25歳以下の方  
 ・ITの技術を身に付け就職したいと考えている方  
 申込み/問合せ 電話によりお問合せください。☎ 269-5500

### \*\*知っていますか?建退共制度\*\*

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主:建設業を営む方  
 対象となる労働者:建設業の現場で働く方  
 掛金:月額310円

- 特徴
- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
  - ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
  - ◎掛金の一部を国が助成します。
  - ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
  - ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

§建退共制度の特例措置のお知らせ§  
 建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

### ☆建退共から事業主の皆様へお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧ください!

建退共

※詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問合せください。  
 問合せ 建退共茨城支部 ☎ 225-0095